住宅改修 必要書類のチェックリスト(事前申請用(工事前))

被保険	被保険者名	要介護度	在宅の有無	支給方法	
				在宅・入院(所)中	償 還 払 い
				(退院(所)見込: 月日)	受領委任払い
	1. 手すりの取り付け		2. 段差の解消 3. 床材の変更		
改修の内容 4. 引き戸等への		扉の取替え	5. 洋式便器等への便器の取替え		
	6. その他()

6. その他(
チェック項目
口住宅改修必要書類のチェックリスト(本紙)
□全項目確認済である
口住宅改修が必要な理由書 P1・P2
□記入が必要な全ての項目が記載されている
□被保険者氏名・住所が被保険者証記載のものと一致している
□身体状況と改修箇所の問題点が具体的に記載されている
□改修内容が介護保険対象として妥当である
□入院中または入所中の場合、退院または退所予定日が記入されている(分かる範囲で)
□住宅改修の確認書・承諾書
(市営住宅の場合は、「市営住宅模様替等設置承認・不承認通知書」(松山市都市整備部住宅課扱い))
<住宅改修承諾書1>
□記入が必要な全ての項目が記載されている
□賃借人及び賃貸人の記名・押印又は署名がある
<住宅改修の確認書・承諾書2>
□記入が必要な全ての項目が記載されている
□住宅の所有者氏名が自署されている
□工事見積書(工事費内訳書)
□改修の種類・箇所ごとに商品名、部材単価、数量等が区分けされて記載されている
□材料費と工賃および諸経費が区分けされて記載されている ※工事一式等は不可※
□工事見積書に介護保険支給対象外の改修が含まれている場合、保険給付の対象となる部分が明示されている
□諸経費を計上している場合や値引きがある場合、金額按分されている
□手すり取付けの場合で、例えば2メートルの木製手すりを切って数か所に取り付ける場合には各箇所ごとに
長さが記載されている ※この場合、保険給付で認められる工事費用の範囲(対象部分)は実際の手すりの長
さ及びその取付け工事に必要な範囲に限られる
□工事見積書の宛名、住所(施工場所)等が被保険者本人である
□工事見積書に社名等の記入や社印が押印されている
□工事見積書の計算が合っている
口改修前・後の図面(平面図)
□被保険者本人の動線がわかり、改修の位置が確認できるものである
□段差解消の場合、前後の状態を図面に記載しているか、断面図等で前後の状態が確認できる

□踏み台、スロープの設置等で、カタログにない特注品等を使用する場合、図面に寸法が記載されている

口改修前の写真(撮影日付入りのもの) ※写真の現像費用は住宅改修費の支給対象外※
□改修箇所ごとの写真であり、台紙(「写真貼付用紙」等)に添付してある
□写真の枠内に日付が入っている(日付入りの写真機がない場合はボード等に日付を記載の上で撮影する。 ※写真に直接マジック等で日付を書き込んだものは不可※)
□手すりの取り付けの場合、固定箇所について、物がなく、見切れていない写真である
□段差解消の場合、段差に床(地面)からメジャーをあてた写真とその近接写真(目盛りが読める)の2枚の写真が必要
ロカタログ
□改修内容・メーカー・使用部材・金額等が確認できるようなカタログ又は図面が添付されている
□特注品の場合は、カタログに相当する設計図面の添付がある
口介護保険給付費受領委任払い承認申請書(受領委任払いの場合のみ)
□受領委任払い事業者の必要項目の記載と押印(合意書にて押印しているもの)がある
□被保険者の氏名の自署及び住所の記載がある
□新規・認定申請中でない ※新規・認定申請中は申請不可※
口その他

住宅改修 必要書類のチェックリスト(事後申請用(工事後))

被保険	者番号	被保険:	者名	要介護度	支給方法	
					償 還 払 い 受領委任払い	
	1. 手すりの取り		段差の解消	3. 床材の	変更	
改修の内容	4. 引き戸等への	扉の取替え 5.	洋式便器等への	便器の取替え	`	
	6. その他(チェック	1百日		<u> </u>	
	- #-0					
		スト(事後申請用(エ	事後)) (本紙	;)		
□全項目確認済で	ぶある					
口住宅改修費支統	給申請書(受領委任	壬または償還払い方	式)			
□全ての項目が記	2載されている					
□被保険者氏名・	住所が被保険者証	記載のものと一致し、	ている			
□申請者氏名が自						
		氏名及び金額は訂正`	できません)			
,	 					
		HIJ CAND				
□(償還払の場合) □領収金額が、見積金額(工事費内訳書)と同額である						
□(受領委任払の場合) □領収金額が、利用者負担額と一致する(保険対象部分の1~3割である ※ただし、施工内容に給付の対象とならない部分が含まれるときは、当該対象						
		の全額に保険対象部が				
□(受領委任・償)		月日が記載されてい				
	□施工業	者の印が押されてい	5			
□氏名等が被保険者本人である						
	□ただし書きの記載に介護保険住宅改修の工事であることが明記されている					
口改修後の写真の	(撮影日付入り) ※	写真の現像費用は	住宅改修費の支	泛給対象外 ※		
□改修箇所の写真	! であることがわか.	3				
□使用した部材が写真の中で確認できる(必要に応じて工事の経過(途中)写真等を添付)						
□固定状況や段差状況が確認できる						
□事前申請時の「改修後図面」及び「見積書」と整合した内容である						
□台紙(「写真貼付用紙」等)に貼付してある						
□改修前と同方向]から撮影した写真 [*] 	である				
口事前申請時の下記の書類						
●工事見積書 (工事費内訳書) ●住宅改修が必要な理由書 P 1 ・ P 2 ●住宅改修の確認書・承諾書 ●改修前の写真 ●カタログ ●改修前・後の図面						
	//唯略書・承祐書 ○場合) □受領委(サルテロソ	●以炒削 7 拨(グロ 風	
	清時、入院または)					
□退院日の確認が						

その	他			

※事前承認後の変更について

住宅改修は事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行うことは認められません。住宅改修業者が改修を行う際に、利用者・家族から取り付け位置の変更等を希望されたとしても、安易に事前申請の内容と異なる改修を行ってしまうと保険給付の対象外となってしまう場合があります。そのような場合には、必ず事前にケアマネジャーにより介護保険課までお問合わせください。問い合わせの必要性が発生した日が閉庁日の場合、その直後の開庁日に必ずお問い合わせください。なお、[Q&A編]「6. その他工事全般について」でも触れていますので、あわせてご確認ください。